

令和 4 年度鹿沼市総合治水対策協議会の取組内容について

1. 鹿沼市総合治水対策協議会（R4. 3. 25 設立）について

基本方針

栃木県流域治水プロジェクトにおける①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす、②被害対象を減少させる、③被害の軽減、早期復旧・復興、の3本柱と、第8次鹿沼市総合計画における目指すまちの姿「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」が融合し、『安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進する』ことを基本方針とする。

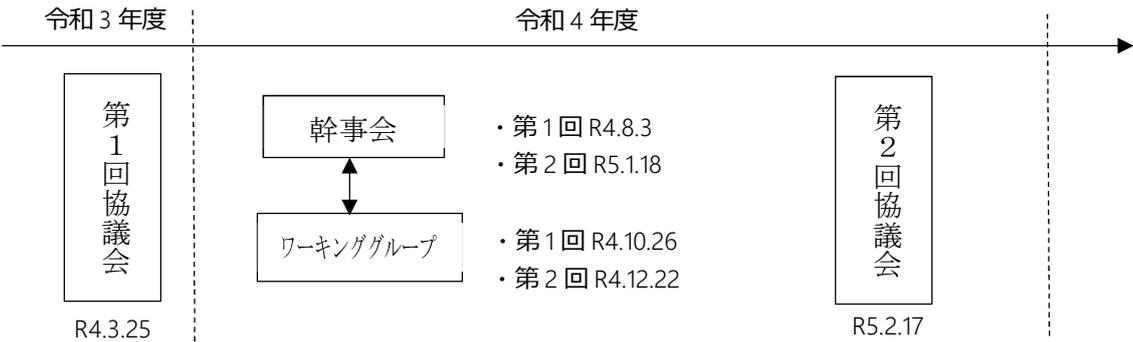
「流域治水」とは…

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、
 ①堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速させる。
 ②集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う。
 という考え方。

(イメージ図)



2. これまでの経過について



協議・検討の内容

イ) 幹事会では、①過去の災害等を踏まえた重点的かつ総合的な治水対策実施地区の抽出と課題解決策検討、②ハードとソフトが相互に連携・連動した治水対策の二点について、対策等の大枠や基本的事項について協議した。

- ロ) 幹事会での結果を踏まえ、ワーキンググループにおいては、治水対策等に関する具体的な内容の協議や検討を行った。
- ハ) 幹事会、ワーキンググループで協議・検討した事項について、その結果を取りまとめ、第2回協議会で決定した。

3. 第2回協議会決定事項について

(1) 鹿沼市内における栃木県流域治水プロジェクトについて・・・資料1-1

⇒令和3年9月に県が公表した栃木県流域治水プロジェクトのうち、鹿沼市域内におけるものを可視化し、協議会規約第3条(2)「栃木県流域治水プロジェクトに基づく対策の実施状況の確認及びフォローアップ」を今後行っていくこととした。

(2) 重点的かつ総合的に治水対策を実施すべき地区における課題と個別治水対策への反映について・・・資料1-2

⇒重点的かつ総合的に治水対策を実施すべき地区(黒川流域)の抽出と、当該地区における課題と個別治水対策を具体化した。

(3) ハードとソフトが相互に連携・連動した総合治水対策の検討について

・・・資料1-3

⇒ソフト対策における横の連携を見出すため、協議会タイムラインの作成を検討することとした(南摩ダムの完成に合わせ今後精度を上げていく)。

※タイムラインとは…「災害が発生することを前提に、「いつ」・「誰が」・「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したもの」